

ホテル生態環境館に関する契約金等請求事件について

平成 30 年 10 月

板 橋 区

目次

I	はじめに.....	2
II	契約金等請求事件に係る訴訟の経緯	3
III	業務管理委託契約の解除に係る経緯と内容.....	9
IV	業務委託の適正化に向けた取り組み	1 1
V	終わりに.....	1 4
	【別紙】	1 5

I はじめに

区は、ホテル生態環境館において発生した事故につき、資源環境部環境課ホテル生態環境館に勤務していた職員（以下「元職員」という。）に対して懲戒免職処分を実施したが、これについて、元職員が、区を被告として、①懲戒免職処分の取消等請求訴訟及び②未払残業代の支払請求訴訟を提起した。

区は、これらの事件について、裁判所からの和解勧告を受け、懲戒免職処分を取り消し、それに伴う退職金等を支払い、未払残業代として請求されていた金額の一部を解決金として支払った。

このことについては、平成29年2月に「ホテル生態環境館に関する検証報告書」として報告したところである。

これらの事件に関連する、板橋区と個人事業主との間で取り交わしていた「ホテル生態環境館の実験水路管理業務・水質管理業務委託」契約（以下「業務管理委託契約」という。）について、区が行った契約解除が無効であると主張する当該個人事業主からの契約金及び慰謝料の請求事件（以下「契約金等請求事件」という。）については、東京地方裁判所平成29年7月31日判決、その控訴審である東京高等裁判所平成30年3月14日判決、その上告審である最高裁判所平成30年8月29日決定により、区が行った契約解除自体については有効であるとの判断が下されたところである。

一方で、現場で最も業務に精通していたとして、元職員に毎月の履行確認の大半を委ねていた実態もあることから、契約金等請求事件に係る訴訟の経緯と業務管理委託契約について検証し、今後の自律的改革に活かすため、その結果を本報告書に取りまとめたものである。

II 契約金等請求事件に係る訴訟の経緯

1 事件の概要

区は、「むし企画」の屋号を用いた個人事業主である原告（第2審控訴人、第3審被上告人。以下、単に「原告」という。）に対して、ホテル生態環境館のビオトープ（実験水路）管理及び水質管理業務（以下「本件業務」という。）を委託（契約期間平成25年4月1日から平成26年3月31日まで。以下、この契約を「本件契約」という。）していたところ、本件契約について、契約解除の要件である「受託者が受託業務を履行できないことが明らかである」場合に該当するとして、平成26年2月1日付けで契約を解除（以下「本件解除」という。）した。

これに対し原告は、本件解除には理由がなく無効であるとして、契約代金の未払い分の支払い及び違約金相当額の返還を求めるとともに、一方的な解除により社会的信用を傷つけられた等の理由から、慰謝料等の支払いを求めて訴えを提起したものである。

2 原告の請求の内容

- (1) 契約金の未払い分（2か月分）及び違約金相当額
270万1,908円+遅延損害金（年5%）の支払
（契約金245万6,280円・違約金相当額24万5,628円）
- (2) 慰謝料等
330万円+遅延損害金（年5%）の支払
（慰謝料300万円・弁護士費用30万円）
- (3) 訴訟費用の負担

3 訴訟の経緯

- (1) 第1審（東京地方裁判所）
平成26年7月22日 訴訟提起（原告）
平成26年9月19日～平成29年7月31日
第1回期日～第12回期日（口頭弁論期日）
第13回期日（証人・原告本人尋問）
第14回期日～第15回期日（口頭弁論期日）
第16回期日（判決言渡し）
- (2) 第2審（東京高等裁判所）
平成29年8月14日 控訴提起（原告）
平成29年11月6日～平成30年3月14日
第1回期日（口頭弁論期日）

- 第2回期日（証人尋問）
- 第3回期日（和解期日）
- 第4回期日（判決言渡し）

(3) 第3審（最高裁判所）

平成30年3月16日 上告・上告受理申立て（区）
 平成30年8月29日 上告・上告受理申立てに対する決定

4 当事者の主張及び裁判所の判断（概要）

本事件では、

争点1 本件解除が無効であるか否か、

争点2 区職員による原告に対する事情聴取及び警察に対する相談が不法行為に該当するか否か、

が争われた。

(1) 第1審（東京地方裁判所）

判決主文（要旨）
① 原告の請求をいずれも棄却する。
② 訴訟費用は、原告の負担とする。

以下、第1審における当事者の主張及び東京地方裁判所の判断を詳述する。

争点1
本件解除が無効であり、本件契約に基づく原告の債務（以下「本件債務」という。）が区の責めに帰すべき事由によって履行不能となったものであるかどうか。
裁判所の判断（争点1）
本件解除は有効であり、区の責めに帰すべき事由によって履行不能となったものではない。
以下、 争点1 に係る 争点1-1 ～ 争点1-3
争点1-1
(1) 本件業務を受託したのは、原告個人か、それとも、原告を代表者とする「むし企画」という名称の団体か。
(2) 本件業務を受託したのが団体である場合、本件債務の履行態様として、当該団体のメンバーが本件業務を行うことが許容されていたのか。
裁判所の判断（争点1-1）

<p>本件契約に係る法的な主体は、原告個人であり、区としては、本件契約の当事者である原告が複数の補助者を利用して本件債務を履行することを許容していたに過ぎないものと認めるのが相当であり、「むし企画」の名の下に集まった者が原告の指揮監督を受けることなくその債務を履行することが許容されていたとまで認めることはできない。</p>	
原告の主張	<p>(1) 本件業務は、原告を個人事業主とし、代表者とする「むし企画」という名称の団体によって受託されたものである。</p> <p>(2) 本件契約上、当該団体のメンバーによってその債務を履行することが許容されていた。そして、実際に、当該団体のメンバーがその債務を適切に履行していた。</p>
区の主張	<p>(1) 区は、原告が在来種のカワニナを飼育できる唯一の業者であり、ホテルの水質管理に高度の技術を有している点に着目し、「むし企画」を屋号とする原告個人との間で本件契約を締結したものである。</p> <p>(2) 本件契約は、その性質のゆえに、業務の全部又は一部を第三者に委任することが禁じられており、原告本人又は少なくとも原告の指揮監督の及んだ補助者によって履行される必要があるものであるから、原告の指揮監督の及ばない者が業務を行ったとしても、当該債務が履行されたことにはならない。</p>
<p>争点 1 - 2</p>	
<p>原告個人が本件業務を受託したとされる場合、原告が自ら又は元職員と協力して指揮監督を及ぼした他者を補助者として利用して本件債務を履行したかどうか。</p>	
<p>裁判所の判断（争点 1 - 2）</p>	
<p>(1) 原告が元職員と協力して他者に指揮監督を及ぼすという場合であっても、原告自身による具体的な指揮監督を伴わない限り、原告が他者に対して指揮監督を及ぼしたと認めることはできない。</p> <p>(2) 原告は、ホテルやカワニナの飼育及びそのために必要な水質管理等に関する専門的な知見・技術を有しておらず、原告自身が本件業務を行う他者に対して指揮監督をして、本件債務を履行するということは、およそ不可能であったと言わざるを得ない。</p>	
原告の主張	<p>仮に、むし企画が団体ではないとしても、原告は、元職員と協力して指揮監督を及ぼした他者を補助者として利用して、本件債務を履行していた。</p>

区の主張	原告は、自ら本件業務に従事していたものではなく、指揮監督の及んだ補助者を使用して本件業務に従事したものでもなかった。そもそも、本件契約は、水生生物に関する知見・技術を有していることを前提に締結されたものであるところ、原告は、上記の知見・技術、能力を何ら有しておらず、本件業務を委託するのにふさわしい者ではなかった。
争点 1-3	
本件解除に理由があった場合でも、本件解除が信義則に反し、権利の濫用に当たるかどうか。	
裁判所の判断（争点 1-3）	
本件債務の履行状況等の調査と並行して、元職員の懲戒免職処分に係る手続が進められるということがあったとしても、本件解除の正当性が失われて、信義則に反し、あるいは、権利の濫用に該当することになるものではない。	
原告の主張	仮に、本件解除に理由があったとしても、本件解除は、元職員を懲戒免職処分にする事に向けた動きの中で、それに付随して行われたものであるから、このような解除に正当性はなく、信義則に反するとともに権利の濫用に当たる。
区の主張	本件解除が信義則に反し、権利の濫用に当たるということとはできない。そもそも、原告は、元職員から受託名義人としての役割を与えられていたにすぎず、原告に本件契約の受託者としての実態はなく、単に本件契約の受託者の名義貸しに過ぎないものというべきである。

争点 2	
区職員による原告に対する事情聴取及び警察に対する相談が不法行為に該当し、原告に精神的損害等が発生したかどうか。	
裁判所の判断（争点 2）	
区職員による原告に対する事情聴取は、強要や脅迫的なものではなく、また、警察に対する相談は不合理なものでもなく、不法行為に当たらない。	
原告の主張	(1) 原告は、本件業務を真摯に遂行してきたにもかかわらず、いわばだまし討ちのような形で区職員による事情聴取が行われ、その際、罪に当たる行為、背任、詐欺、名義貸し、損害賠償請

	<p>求などと言われて追及され、恐怖を感じ、精神的苦痛を受けた。</p> <p>(2) 区が警察に対して相談したことから、警視庁により、あたかも犯罪を行ったかのような執拗な追及をされるに至り、恐怖を感じ、精神的苦痛を受けた。</p>
区の主張	<p>(1) 区職員は、本件業務の遂行実態、契約当事者としての実態に関する疑義を解消するために事情聴取を重ねたに過ぎない。事情聴取時の区職員の発言には、脅迫ないし強要と評されるものは含まれておらず、区職員による事情聴取に何ら違法性はない。</p> <p>(2) 区職員は、原告に本件債務の履行の実態がなく、被告の支払った委託料の流れに不明瞭な点があったことから、板橋警察署に相談に赴いたのであり、このような区職員の対応には、相応の根拠があったものである。</p>

(2) 第2審（東京高等裁判所）

判決主文（要旨）
<p>① 原判決を取り消す。</p> <p>② 区は、原告に対し、24万5,628円+遅延損害金（年5%）を支払え。</p> <p>③ 原告のその余の請求をいずれも棄却する。</p> <p>④ 訴訟費用（第1審、第2審）は、20分の1を区の負担とし、その余を原告の負担とする。</p>

第2審では、原告から、新たな争点

争点3 「本件解除に際して、違約金条項を適用して、違約金の額として24万5,628円を、区が本来支払うべき金額から控除することは、信義則に反し、権利の濫用に当たるかどうか」

が主張された。

（他の争点については第1審判決が維持された。）

以下、争点3に係る東京高等裁判所の判断を詳述する。

争点3
<p>本件解除に理由があった場合でも、本件解除に際して、<u>違約金条項</u>を適用して、違約金の額として24万5,628円を、区が本来支払うべき金額から控除することは、信義則に反し、権利の濫用に当たるか</p>

どうか。
裁判所の判断（争点3）
<p>(1) 本件解除により平成26年2月分以降の業務委託を打ち切ったことには合理的な理由が認められ、区において、同月分以降の業務委託料を支払わないことが信義則に反するとはいえない。</p> <p>(2) 他方、原告は、元職員の依頼ないし指示に基づいて本件契約を締結したものであり、むし企画代表者の名義を前任者から引き継いだのみで、本件業務について、従前のおりに行えばよいとの認識であったことがうかがわれ、本件業務の履行方法について、原告と区双方の認識は本件契約の締結当初から食い違っていたことがうかがわれる。</p> <p>(3) このような食い違いが生まれた背景に元職員が介在していることや、区において、事業者の選定方法や委託事業に係る履行内容の確認が適正に行われていなかったことについて、責任を負う立場にあることを考慮すると、このような食い違いが生まれたことについて、原告の側に一方的に非があったということはできない。</p> <p>そうすると、区が、<u>本件解除に際し本件違約金条項を適用したことは、信義則に反し、権利の濫用に当たるといふべきである。</u></p>

(3) 第3審（最高裁判所）

決定主文（要旨）
<p>① 本件上告を棄却する。</p> <p>② 本件を上告審として受理しない。</p> <p>③ 上告費用及び申立費用は区の負担とする。</p>

上告・上告受理申立ては認められず、第2審判決が確定した。

Ⅲ 業務管理委託契約の解除に係る経緯と内容

1 ホタル生態環境館における業務委託の経緯

ホタル生態環境館は、平成4年に旧高島第三小学校学童保育所（クラブ）を改修して開設した当時、ホタルの飼育業務の技術が確立されていなかったこともあり、元職員が試行錯誤しながら属人的に飼育業務を行ってきた。

そして、この業務が多く時間外勤務を要するとの元職員の言を信頼し、その労務を軽減させることを目的として、ホタル生態環境館のビオトープ（実験水路）の管理業務と飼育補助及び水質管理について平成6年度から業務委託を開始した。

この業務委託先として、平成6年度から平成13年度までは堀口熱帯魚研究所を選定していたが、代表者の病気に伴い、当時、同所のメンバーであった方を代表とするむし企画に平成14年度から業務委託を開始した。

区と原告がホタル生態環境館における業務管理委託契約を開始したのは、平成24年9月1日からである。

これは、従前の受託者の健康状態が悪化し、委託業務を継続することが難しくなったため、同年8月31日で契約を解除し、原告は、いわばその後任として業務を受託したものである。

契約の相手方に原告がなったのは、元職員が強く原告を推薦したことに起因している。

区は、新たに契約する事業者を検討した際、元職員から、原告はホタル生態環境館で飼育している在来種のカワニナの飼育技術及び飼育実績があり、日本固有生物の基礎知識に優れ、自然生態系を維持していくための水質管理検査能力を有している唯一の業者で、原告以外の業者の場合、最悪、ホタルの大量死を招きかねないなどと、極めて強い調子で原告を推薦された。

当時、元職員に対する区の認識は、ホタルの飼育について博士号を取得するなど豊富なノウハウを有している者として、ホタル飼育に関しては全幅の信頼を寄せていた。

そのため、元職員からのホタル飼育業務に関する推薦であることと、可能性に過ぎないとはいえ、ホタルが大量に死滅するような事態は何としても防がなければならないと考え、区は、元職員の推薦に従って原告しか委託業務を履行することができないと信じ、一般競争入札によらず随意契約により原告と契約締結したものである。

2 業務管理委託契約の内容

(1) ホタル飼育・水質管理検査業務委託

① 水質管理作業

- ・ホタル生態水槽、カワナ育成水槽、カワナ検疫水槽、水生昆虫水槽及び川魚水槽等の水交換作業
- ・毎月5検体のBOD検査（検査箇所は各月ごとに区と協議し決定）
- ・月1回の基本検査データ提出

② 水質維持作業

エアーストーン交換、エアーホース点検・交換、エアーフィルター点検・交換、水作エイト：ニューフラワー交換、蛍光管点検・交換、ジョイント交換等

③ 植物管理

④ 清掃作業

⑤ 視察・来館者等の案内及び対応補助

⑥ 施設内外の閲覧用資料作成補助

⑦ 夜間公開時の特別作業（延べ7日間夜間勤務）

夜間公開前後夜間作業及び夏休み等の自由研究指導など

⑧ 技術指導補助

⑨ 業務日数

延べ240日（月20日）定常勤務

（定常勤務については、1日8時間。ただし、繁忙期及び年末年始については区と協議とする。）

(2) ビオトープ（実験水路）管理業務委託

① 水質管理作業

月1回の基本検査及びデータ提出

② 水質維持作業

エアーストーン交換、エアーホース点検・交換、エアーフィルター点検・交換、ろ材交換等

③ 清掃作業

- ・ビオトープ（実験水路）内の落葉等ゴミの除去
- ・ビオトープ関連機器及び水路周辺の清掃
- ・ビオトープ周辺の植物の手入れ

④ 視察・来館者等の案内及び対応補助

⑤ 施設内外の閲覧用資料作成補助

⑥ 業務日数

延べ240日（月20日）定常勤務

（定常勤務については、1日8時間。ただし、繁忙期及び年末年始については区と協議とする。）

3 本件解除に至った経緯

区では行政評価の結果等を受けて、平成25年5月に「ホテル生態環境館のあり方検討会」を設置し検討を進めることとした。

そして、検討会と並行して、同年8月に実態把握のための本件業務管理委託契約に係る資源環境部の部課長による原告へのヒアリングを実施したところ、履行内容に関する応答が要領を得ず、原告自らが仕様書に準拠した委託業務を行っているとは言えるものではなかった。

しかしながら、当時はホテル観賞の夜間公開直後であり、ホテル飼育の継続性を図る観点から、これまで支障なく履行されているという現場職員であった元職員からの報告により、履行確認者である環境課管理係長は、その時点では、それを追認するしかなかった。

その後、継続して行われた調査では、原告は業務内容の理解はおろか業務を補佐しているスタッフすら掌握しておらず、仕様書どおりの履行が、原告では困難であることが明らかになった。

このことから、契約上、甲(区)の解除権を規定した契約書第10条の(1)「契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。」に該当するとし、区は本件契約を解除したものである。

IV 業務委託の適正化に向けた取り組み

1 業務委託の適正化

(1) 契約締結にあたって

区が契約締結を行う場合には、価格競争により事業者を決定することが原則である。

しかし、履行可能な者が特定の事業者のみであるとした業者選定の理由が認められる場合には、特命随意契約を行っている。

事業者を選定する理由については、例えば、開発者による保守点検委託や、知的財産をはじめとしたノウハウの所有者が実施する業務であるためなど唯一性を求めているところである。

次年度以降に引き続き契約を締結する際も、事業者の選定については、サービス市場の変化により新たな担い手が誕生するなど、競争性が発生する場合もあることから、その時の情勢に応じた判断の必要性を求めており、事務マニュアル(「契約事務の手引き」)にも多角的に検討を行うよう追記したところである。

今後も事業者選定による契約案件は、選定した事業者を契約の相手方とする必然性があるか選定理由の精査を徹底していく。

(2) 履行確認について

契約の相手方の履行内容については、区が求める委託効果を受託事業者が発揮できているか、その成果は次年度に引き続き契約を締結するにふさわしいものか、その業務が特命随意契約の理由として示された内容に照らして、真実、当該事業者でしか履行できないものなのか、こうした点をふまえPDCAサイクルを確立しなくてはならない。

現在では、履行確認者が書類により確認を行う場合は、写真や図面等により何がどのように変わっているか業務のチェックポイントを具体化し、人材配置等による業務など履行状況が外観上わからない委託内容については、従事者の勤務状況など成果物や効果がわかる書類を求めて、履行内容が担当者以外でも客観的に把握できるよう徹底している。

また、本件業務管理委託契約に、個人情報の管理は含まれていないが、区は、8月を個人情報保護の強化月間とし、個人情報を取り扱う業務を委託しているものについては、受託事業者の個人情報の取扱状況について現場確認を含め、仕様書と相違がないか、その把握に努めている。

今後こうした取り組みを活用し、受託事業者の実態を多角的に調査するとともに、契約の相手方となる事業者の履行状況を確認していく。

(3) 履行評価について

区では平成27年4月から長期継続契約である本庁舎清掃の委託業務において履行評価を実施したことを皮切りに、平成28年7月からは、次年度に特命随意契約により引き続き契約を締結する案件を対象に、適切な履行の確保と質の低下を防止するために、履行状況の評価を実施している。

これは、複数年にわたり業務委託を予定するものについて、業務体制、履行状況について評価細目を設定した「業務履行評価表」を作成し、「不履行」と評価する細目が1つでもある場合は、次年度の契約締結を行わないものとしている。

また、「要改善」と評価する細目が1つ以上ある場合については、注意喚起を行い業務改善方法が提示された場合に限り、引き続き契約を締結するものとし、次年度の履行評価において、その改善効果が認められない場合は、翌々年度における当該事業者との契約締結を認めないものとしている。

業務内容が仕様書に照らして十分なものか、履行評価と連動させ引き続き契約を締結する判断材料としており、必要に応じて業務改善の視点を仕様書に反映させるなど委託業務の質の向上に努めているところである。

今後も、毎年度実施している自己検査のなかで、恣意的な評価が行われていないかを他課職員による点検を引き続き行っていく等、各所管における履行評価に対する意識を高めていく。

(4) 契約解除に当たり

本件解除については、合理的な理由があるものと認められたが、一方で、違約金条項の適用については、信義則に反するとされた。

当時は、履行内容が仕様書と照らし合わせて、不十分な場合は、口頭により指導を行うことにより改善を促していたが、結果的には慎重さが求められたところである。

現在では、事業者による履行が十分に行われていない場合は、事業者に対して、書面で指示を行い、具体的に区が求めている履行内容を相手方に示し、その対応を求めることにより、区と事業者の食い違いがないようにしている。

そして、再度の書面による指示にもかかわらず、改善が認められない場合や十分な履行が行われていない場合は、事業者から回答や理由を得たうえで、契約解除や違約金条項の適用について判断を行っている。

しかしながら、契約の解除は、事業の中断が懸念される場所であり、事業者に改善指導が必要な場合は、早期に改善の指示を行い、事業への影響を最小限にとどめるよう今後も徹底していく。

2 内部統制の適正化

地方自治法が平成29年6月に改正され、自治体の内部統制に関する体系的な仕組みの構築について、指定都市以外の区市町村においても努力義務とされた。本区においてもこれまで行ってきた統制活動がより機能するよう導入について検討していかなければならない。

また、今後の区政経営においては、直営・委託・指定管理等の方法に関わらず、庁内の会議体やマニュアル等を通じて管理職員から担当職員に至るまで内部統制の意義を理解することにより、ガバナンスが確実に機能するようさらに取り組んでいく。

3 服務監察の適正化

東京都板橋区服務監察規程によれば、服務監察には、職員の服務状況及び服務に関連する事務事業の内容を監察する予防監察と、服務に関する法令等の諸規定に違反し、又は違反する疑いがあると認める職員等から事情を聴取するなどする事故監察がある。今後は、内部統制の体系的な仕組みの中に組み込み、事故に発展しかねないシグナルの早期発見や事故を未然に防止でき

るよう、実効性のある監察に努め、服務監察制度を確実に機能させていく。

4 人事管理の適正化

今後、ホテル生態環境館と同様の施設を直営で設置することは想定していないが、各職場においても同一職員が同一業務を長く行うことの弊害を避けるため、人事異動基準に則って人事配置を行うなど、事故の防止だけでなく、技術の継承や職場の活性化に資するよう努める。また、特に、会計事務を伴う業務については、会計事務規則や手引きに則った処理を徹底するとともに複数の職員が執行に関わるようにするなど、事務執行のあり方等にも留意していく。

さらに、現在、採用や昇任時に行っているコンプライアンス研修において、過去の事故を教訓として紹介するなど将来の事故防止に繋げる取り組みにより、研修内容を充実させていく。

V 終わりに

適正な業務委託の実現にあたり、公平性、透明性及び競争性を担保した契約手続きと適切な履行確認が不可欠であることは、これまでも再三にわたり、全庁的に周知が行われていたものである。

本来、業務委託にあたっては、効率性や費用対効果の観点から、その業務を区職員自らが行うよりも専門に取り扱う事業者が行った方が効率的・効果的な場合に実施するものであり、委託内容は組織的に共有しておかなくてはならない。

しかしながら、業者選定から履行確認にいたるまで不十分な調査によりこのような事故が発生したことは極めて遺憾である。

今回の事故の教訓が風化しないよう、そして履行確認が形骸化することがないように本事例を事務マニュアルへ記載するなど、職員の意識づけを強化するとともに、毀損された区政の信頼を取り戻し、区民からの疑念を招くことがないように組織風土の改革を進めていく。

【別紙】

裁判係属中として見解が保留となっていた論点

本事件の判決が確定したことから、先のホタル生態環境館における事故に係る検証を行った際に、裁判係属中として区の見解が保留となっていたものについて、以下に示す。

第一に、今回の事故に関する区長の関与についてである。

今回、一連の事件の審理の中で、原告は絶えず区長を始めとする上司の指示があったとしているが、区は先の2つの裁判で一貫して関与についてなかった旨、反論している。また、客観的に証明されるに足る明白な証拠が原告から示されて主張されたものとは言えない。

さらに、区長から直接の指示があったとする事項についても、そうした事実を確認できる証拠は提出されず、また、当時の事業担当所管部長である資源環境部長や環境課長のいずれも承知していた事実はない。

第二に、累代飼育が行われていたのかという点である。

この点については、生息域が異なっていることを示すDNAを有するホタルが実際に存在し、累代飼育がなされていなかった可能性が否定できない状況であるところ、関係者からのヒアリングをもとに事実解明に向けた調査を行ったが、結果として、累代飼育を裏付ける具体的証拠を得ることはできなかった。

また、先に終了した2件の事件（懲戒免職取消等請求事件・未払い残業代請求事件）及び本事件の審理においても、原告らの請求権の存否を判断するにあたって必須の論点とはならなかったため、原告らから具体的な証拠は提出されなかった。

第三に、ホタル飼育に係るクロマルハナバチの有益性についてである。

ホタル飼育に有益な場合に限り、クロマルハナバチの飼育を業務として認めてきたものであり、元職員の専門的な知識・技術なくしてはホタル飼育を行えないものと認識されていたからにはほかならない。したがって、その有益性については、年度ごとなどの機会を捉えて、組織として検証に努めるべきであったが、当時の管理職が元職員の飼育理由に対してそれを否定するだけの材料や客観的な証拠を持ち得ない状況であった。